



平成23年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社天満屋ストア
代 表 者 名 取締役社長 橋 本 和 雄
(コード番号 9846 大証第二部・東証第二部)
お問合せ先 取締役管理本部長
栗 延 章 裕
(TEL 086-232-7265)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月13日開催の取締役会において、平成23年5月24日開催予定の第42回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会参考書類等について、インターネットを利用することにより充実した情報開示が行えるよう、第14条（参考書類等のインターネット開示）の規定を新設するものであります。
- (2) 会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議により法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を、第21条（取締役の責任免除）および第27条（監査役の責任免除）に新設するものであります。
なお、変更案第21条につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の条文の新設に伴う必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	(参考書類等のインターネット開示) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第19条 <条文省略> <新 設></p> <p>第20条～第24条 <条文省略> <新 設></p> <p>第25条～第28条 <条文省略></p>	<p>第15条～第20条 <現行どおり> (取締役の責任免除)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第22条～第26条 <現行どおり> (監査役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令の定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第28条～第31条 <現行どおり></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成23年5月24日(火曜日)
平成23年5月24日(火曜日)

以 上